

アナログ規制見直し工程表

【資料4】

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し予定 見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期
36	滋賀県草津市	議会事務局	往訪問覧・縦覧	条例	草津市議会議員政治倫理条例	第11条	(市の工事等および指定管理者の指定等に関する遵守事項) 第11条 議員は、議員が役員をしている企業等(以下「関係企業等」という。)に対して、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、第3条第1項第3号に規定する工事等にかかる契約(下請負を含む。)または指定管理者の指定に関し、市民に疑惑の念を生じさせるような取扱いをしてはならない。 2 議員は、関係企業等において役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を添付して、遅滞なく議長にその旨を届け出なければならない。 3 議長は、前項の規定により提出された届出を、当該届出を行った議員の在任期間中、市民の 閲覧 に供しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	様式には、関係企業の所在地や議員の役職などの情報を記入する必要があるため、これらの情報の開示に際しては、プライバシー保護の観点から慎重な検討が求められる。しかし、情報の透明性向上を目的とした運用の見直しについては、例えばホームページでの掲載などを含め、適切な方法で検討を進めることが可能である。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
37	滋賀県草津市	議会事務局	往訪問覧・縦覧	条例	草津市議会議員政治倫理条例	第12条	(社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項) 第12条 議員は、市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人または学校法人について、当該法人の役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を添付して、遅滞なく議長にその旨を届け出なければならない。 2 議長は、前項の規定により提出された届出を、当該届出を行った議員の在任期間中、市民の 閲覧 に供しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	様式には、関係企業の所在地や議員の役職などの情報を記入する必要があるため、これらの情報の開示に際しては、プライバシー保護の観点から慎重な検討が求められる。しかし、情報の透明性向上を目的とした運用の見直しについては、例えばホームページでの掲載などを含め、適切な方法で検討を進めることが可能である。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
94	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	条例	草津市市政情報の管理に関する条例	第16条	(研修) 第16条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、市政情報の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識および 技能 を習得させ、および向上させるために必要な 研修 を行うものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月
105	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	訓令	草津市市政情報管理規程	第3条	(総括市政情報管理者) 第3条 総括市政情報管理者は、市政情報の管理を総括するとともに、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) 市政情報ファイル管理簿および歴史市政情報の目録の調製 (2) 市政情報の管理に関する他の実施機関との調整および必要な改善措置の実施 (3) 市政情報の管理に関する 研修 の実施 (4) 組織の新設・改正・廃止に伴う市政情報の管理上必要な措置 (5) 市政情報ファイル保存要領その他この訓令の施行に関し必要な細則の整備 (6) 市政情報管理システムの運用 (7) その他市政情報の管理および市政情報の取扱い等に関する事務の総括 2 総括市政情報管理者は、総務課長をもって充てる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月
108	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	訓令	草津市市政情報管理規程	第15条	(研修の実施) 第15条 総括市政情報管理者は、職員に対し、市政情報の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識および 技能 を習得させ、または向上させるために必要な 研修 を行うものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日							a-1. 要見直し（本文の改正が必要） a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期
116	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市情報公開条例	第26条		—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	市政情報の検索に必要な資料について、今後インターネットでも閲覧できるようにすることを検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能なため、条文改正は不要である。	令和11年3月
391	滋賀県草津市	会計管理者会計課	書面掲示	規則	草津市会計規則	第9条		第154条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	d.継続検討	第9条の「口頭、掲示その他の方法」に、情報通信技術等を活用した通知方法を追加することを検討するため。	令和11年3月
122	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	条例	草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例	第15条		—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和10年3月
125	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	訓令	草津市要望等の記録および報告ならびにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程	第7条		—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和10年3月
150	滋賀県草津市	まちづくり協働部まちづくり協働課	対面講習	条例	草津市協働のまちづくり条例	第26条		—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	草津市協働のまちづくり条例第26条は、市職員に対し「研修を実施」する旨を定めているが、その実施方法を「対面」に限定するものではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月

規程の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1.見直し(条文の改正が必要) a-2.見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的手段に限定することが適当) c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在) d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し不要の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し予定 ／(「継続検討」の場合)再検討時期
229	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市長の政治倫理に関する条例	第10条	(契約および指定管理者の指定に関する遵守事項) 第10条 市長は、自らが役員をしている企業等(以下「関係企業等」という。)に対して、地方自治法第142条の規定の趣旨を尊重し、第3条第1項第5号に規定する契約(下請負を含む。)または指定管理者の指定に関し、市民に疑惑の念を生じさせるような取扱いをしてはならない。 2 市長は、関係企業等において役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を作成し、その在任期間中、市民の 閲覧 に供しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㉔	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月
230	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市長の政治倫理に関する条例	第11条	(社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項) 第11条 市長は、市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人または学校法人について、当該法人の役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を作成し、その在任期間中、市民の 閲覧 に供しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㉔	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月
235	滋賀県草津市	総合政策部秘書課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市長の資産等公開に関する条例施行規則	第10条	(報告書の 閲覧) 第10条 条例第5条第2項の規定による報告書の 閲覧 は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日からすることができる。 2 条例第5条第2項の規定による報告書の 閲覧 は、草津市長が指定する場所で、休日の日以外の日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 3 報告書は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。 4 報告書は、丁寧に取扱いねばならず、かつ、破損、汚損または加筆等の行為をしてはならない。 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その 閲覧 を中止させ、または 閲覧 を禁止することができる。 6 前各項に定めるもののほか、条例第5条第2項の規定による報告書の 閲覧 に関し必要な事項は、草津市長が定める。	政治倫理の確立のための〇〇知事(長)の資産等の公開に関する条例(案)	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3or4	1㉑	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和9年3月
239	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市行政手続条例	第17条	(文書等の 閲覧) 第17条 当事者および当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条および第23条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の 閲覧 を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その 閲覧 を拒むことができない。 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の 閲覧 を更に求めることを妨げない。 3 行政庁は、前2項の 閲覧 について日時および場所を指定することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1㉔	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月
242	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市行政手続条例	第23条	(聴聞調書および報告書) 第23条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者および参加人の陳述の要旨を明らかにしておくなければならない。 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。 4 当事者または参加人は、第1項の調書および前項の報告書の 閲覧 を求めることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1㉔	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月

規程の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
258	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市行政不服審査会設置条例	第11条 (提出資料の閲覧等) 第11条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面もしくは資料の 閲覧 (電磁的記録にあっては記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの 閲覧)または当該主張書面もしくは当該資料の写しもしくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その 閲覧 または交付を拒むことができない。 2 審査会は、前項の規定による 閲覧 をさせ、または同項の規定による交付をしようとするときは、当該 閲覧 または交付に係る主張書面または資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 3 審査会は、第1項の規定による 閲覧 について、日時および場所を指定することができる。 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人または参加人は、実費の範囲内において草津市手数料条例(昭和53年草津市条例第4号)に定める額の手数料を納付しなければならない。 5 審査会は、草津市手数料条例で定めるところにより、前項の手数料を減額し、または免除することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的な手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
237	滋賀県草津市	総務部総務課	書面掲示	条例	草津市行政手続条例	第14条 (聴聞の通知の方式) 第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聴聞の期日および場所 (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称および所在地 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、および証拠書類または証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、または聴聞の期日への出頭に代えて陳述書および証拠書類等を提出することができること。 (2) 聴聞が終了する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の 掲示 場に 掲示 することによって行うことができる。この場合においては、 掲示 を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	行政手続法が改正され、聴聞等の通知の公示送達が電子化されたことに合わせ、同趣旨の行政手続条例においても同様の改正を行うもの。令和8年2月議会提案予定。	令和8年5月
260	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市聴聞等に関する規則	第7条 (文書等の 閲覧) 第7条 法第18条第1項または条例第17条第1項の規定による 閲覧 の請求をしようとする者(以下この条において「当事者等」という。)は、文書等 閲覧 請求書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の 閲覧 は、口頭で請求すれば足りる。 2 市長は、前項の規定により請求された資料を 閲覧 させようとするときは、その場で 閲覧 させる場合を除き、速やかに、 閲覧 の日時および場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、市長は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。 3 市長は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の 閲覧 の請求があった場合において、当該審理において 閲覧 させることができないとき(法第18条第1項後段または条例第17条第1項後段の規定により 閲覧 を拒否した場合を除く。)は、 閲覧 の日時および場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項または条例第21条第1項の規定により、当該 閲覧 の日時以後の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。 4 資料を 閲覧 した当事者等は、市長に対し、当該資料の写しの交付を求めることができる。	聴聞の運用のための具体的措置について(平成6年4月25日総管第102号)	別紙二II	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的な手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
38	滋賀県草津市	議会事務局	往訪問覧・縦覧	議会規則	草津市議会議員政治倫理条例施行規則	第10条 (兼業または兼職の届出義務等) 第10条 条例第11条第2項の規定による届出は、兼業・兼職届出書(別記様式第5号)により行うものとする。 2 条例第11条第3項の規定による 閲覧 は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。 3 閲覧 を行った者は、それによって得た情報を適正に使用するとともに、その情報を不正に使用してはならない。 4 前2項の規定は、条例第12条第2項の規定による 閲覧 について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	議員の兼業届の閲覧については、閲覧方法の具体的な媒体を特定していないものの、現状では市民への閲覧を事務局において紙媒体で公開する形をとっている。そのため、将来的に閲覧方法を見直す場合には、現状の方法が不要になる可能性も含め、慎重に検討する必要がある	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再検討時期
						条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日							a-1. 要見直し（条文の改正が必要） a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討		
263	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市聴聞等に関する規則	第18条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
268	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	訓令	草津市行政手続条例に係る審査基準・標準処理期間および処分基準に関する規程	第4条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる縦覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月
1051	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	書面掲示	条例	草津市都市公園条例	第19条	〇〇都道府県(市町村)都市公園条例(昭和31年11月20日建設計発第339号)	第11条の3第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	草津市告示式条例に規定する草津市役所前掲示上の運用方針を見ながら検討する。	令和8年6月
281	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	規則	草津市公益通報の処理に関する規則	第14条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による研修に限定されているものではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和10年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／ 様式名	条項／ 掲載場所	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日							a-1. 見直し（条文の改正が必要） a-2. 見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期
1056	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	書面掲示	規則	草津市都市公園条例施行規則	第9条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	草津市公告式条例に規定する草津市役所前掲示上の運用方針を見ながら検討する。	令和8年6月
1057	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	書面掲示	規則	草津市都市公園条例施行規則	第12条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	草津市公告式条例に規定する草津市役所前掲示上の運用方針を見ながら検討する。	令和8年6月
1059	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の日に関する公告	本則	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1060	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、区域、位置及び供用開始の年月日に関する公告(昭和61年4月1日種別なし)	本則	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1061	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、区域、位置及び供用開始の年月日に関する公告(昭和63年3月30日種別なし)	本則	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1.見直し（条文の改正が必要） a-2.見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再検討時期
1062	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、区域、位置及び供用開始の年月日に関する公告(昭和63年7月1日種別なし)	本則	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1063	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成元年3月28日種別なし)	本則	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1064	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成2年6月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1065	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成2年12月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1066	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成3年11月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／ 様式名	条項／ 掲載場所	条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／ 通知・通達等名 ／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し 後 PHASE	見直しの方向性 a-1. 見直し（条文の改正が必要） a-2. 見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に 限定されていない（既に運用まで変更済 み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に 限定されていない（直ちには運用の変更は固 期）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定する ことが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で 不存在） d. 継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具 体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続 検討の具体的な理由 等	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期
1067	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年3月13日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1068	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年4月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1069	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年10月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1070	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年12月16日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1071	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成5年4月30日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1. 見直し（条文の改正が必要） a-2. 見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再検討時期
1072	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成12年3月15日種別なし)	本則 条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㊟	1㊟	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1073	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成19年3月20日種別なし)	本則 (別紙図面は、その関係図面を草津市産業建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㊟	1㊟	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1074	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の設置について(平成7年3月1日種別なし)	本則 (別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㊟	1㊟	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1075	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の設置について(平成7年4月29日種別なし)	本則 (別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㊟	1㊟	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／ 様式名	条項／ 掲載場所	条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／ 通知・通達等名 ／ 条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し 後 PHASE	見直しの方向性 a-1. 見直し（条文の改正が必要） a-2. 見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に 限定されていない（既に運用まで変更済 み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に 限定されていない（直ちには運用の変更は固 期）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定する ことが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で 不存在） d. 継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具 体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続 検討の具体的な理由 等	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期
1076	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の設 置について(平 成8年7月13 日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であ り、既知の情報のデジタル化については費 用対効果等を踏まえて検討する必要がある。 る。	令和11年3月
1077	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の供 用開始につい て(平成9年7 月15日種別な し)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であ り、既知の情報のデジタル化については費 用対効果等を踏まえて検討する必要がある。 る。	令和11年3月
1078	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の供 用開始につい て(平成10年5 月1日種別な し)	本則	(別紙図面では、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であ り、既知の情報のデジタル化については費 用対効果等を踏まえて検討する必要がある。 る。	令和11年3月
1079	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の供 用開始につい て(平成11年5 月14日種別な し)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であ り、既知の情報のデジタル化については費 用対効果等を踏まえて検討する必要がある。 る。	令和11年3月
1080	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の供 用開始につい て(平成11年7 月1日種別な し)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であ り、既知の情報のデジタル化については費 用対効果等を踏まえて検討する必要がある。 る。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／ 様式名	条項／ 掲載場所	条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／ 通知・通達等名 ／ 条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1.見直し（条文の改正が必要） a-2.見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期
1081	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成14年8月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1082	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成14年10月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1083	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成17年3月31日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1084	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成19年12月27日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市産業建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1085	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成21年7月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1086	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成22年2月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／ 様式名	条項／ 掲載場所	条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／ 通知・通達等名 ／ 条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1. 意見直し（本文の改正が必要） a-2. 意見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 意見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期
1087	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成22年9月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1088	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成25年10月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1089	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成26年4月1日公告)※桜ヶ丘緑地に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1090	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成26年4月1日公告)※平湖・柳平湖公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1091	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成29年3月14日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部草津川跡地整備課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1092	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成27年3月31日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1093	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成31年4月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1094	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和2年4月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1095	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成30年1月5日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1096	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※木ノ下公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／ 様式名	条項／ 掲載場所	条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／ 通知・通達等名 ／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し 後 PHASE	見直しの方向性 a-1. 見直し（本文の改正が必要） a-2. 見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に 限定されていない（既に運用まで変更済 み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に 限定されていない（直ちには運用の変更は固 期）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定す ることが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で 不存） d. 継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具 体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続 検討の具体的な理由 等	見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期
1097	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	公告	都市公園の供 用開始につい て(令和4年8 月1日公告)※ 領木公園に係 るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1098	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	公告	都市公園の供 用開始につい て(令和4年8 月1日公告)※ 中堂公園に係 るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1099	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	公告	都市公園の供 用開始につい て(令和4年8 月1日公告)※ 黒土公園に係 るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1100	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	公告	都市公園の供 用開始につい て(令和4年8 月1日公告)※ 廣野公園に係 るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1101	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	公告	都市公園の供 用開始につい て(令和5年7 月28日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1102	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	公告	都市公園の区 域決定につい て(平成27年 12月18日公 告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市計画部草津川跡地整備課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1103	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の区 域変更に関す る公告(昭和 63年3月30日 種別なし)	本則	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1104	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の区 域変更に関す る公告(平成9 年6月13日種 別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1105	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の区 域変更に関す る公告(平成 11年7月1日 種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1106	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の区 域変更に関す る公告(平成 12年6月15日 種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1107	滋賀 県草 津市	建設部 公園緑 地課	往訪問 覧・縦 覧	種別な し	都市公園の区 域変更に関す る公告(平成 12年9月1日 種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

規制の洗い出し										類型・PHASE		見直しの方向性等の検討				
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名 / 条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1. 意見直し（本文の改正が必要） a-2. 意見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 意見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再検討時期
1108	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の区域変更に関する公告(平成26年4月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㊟	1㊟	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1109	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成15年4月18日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㊟	1㊟	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1110	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成15年8月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㊟	1㊟	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1111	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成16年5月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㊟	1㊟	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1112	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成16年7月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㊟	1㊟	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1113	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成17年7月20日種別なし)※草津川緑地に係るもの	本則	なお、別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㊟	1㊟	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1114	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成17年7月20日種別なし)※弾正公園に係るもの	本則	なお、別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㊟	1㊟	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1115	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の区域変更について(平成27年3月31日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㊟	1㊟	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1116	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の区域変更について(令和4年8月1日公告)	本則	(別紙図面は、関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1㊟	1㊟	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
372	滋賀県草津市	総務部税務課	書面掲示	条例	草津市税条例	第18条	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項に規定する 掲示場 に 掲示 して行なうものとする。	地方税法	第20条の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2or4	1㊟	2	a-3. 意見直し（今後運用の変更のみを行う）	令和7年3月31日付専決処分（令和7年6月定例会で報告済）により市税条例改正済。公示送達情報につき市ホームページ上で閲覧可能にする。また、掲示場（市役所前）への掲示も継続する。（市税条例上は、掲示場への掲示か、市役所にPC画面設置のいずれかを選択可としている）。	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が公布された令和5年3月31日から3年3か月以内の政令で定める日までに検討

規程の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／模式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	
						条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日							a-1. 要見直し（条文の改正が必要） a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	
385	滋賀県草津市	会計管理者会 計課	書面 掲 示	規則	草津市公金取 扱金融機関事 務取扱規則	第3条		—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型2	1㉔	2	a-1. 要見直し（条文の改正 が必要）	金融機関における表示について、デジタル 技術を活用した情報提供手段を許容する文 言に条文を改正する。例えば、第3条におい て、店頭掲示に加えて、または店頭掲示の 代替として、市公式ウェブサイトへの掲 載、金融機関ウェブサイトへの掲載など多 様な情報伝達手段を認めることなどが挙げ られる。	令和11年3月	
386	滋賀県草津市	会計管 理者会 計課	定期検 査・点 検	規則	草津市公金取 扱金融機関事 務取扱規則	第15条	(支払未済金の整理) 第15条 出納取扱店は、 毎年度 の小切手振出済金額のうち出納閉鎖期日までに支払いを終わらないものについて、当該出納閉鎖期日において 調査 し、これに相当する金額を小切手支払未済金として整理し、および小切手支払未済 報告書 (別記様式第4号)を作成し、総括店に送付しなければならない。 2 総括店は、前項の規定により小切手支払未済 報告書 の送付を受けたときは、これを 取りまとめ のうえ、会計管理者に送付しなければならない。	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型1	1㉔	2	a-1. 要見直し（条文の改正 が必要）	小切手については全国的に電子化を目指し ているため、その動向をふまえて見直しを 検討する。	令和9年3月	
387	滋賀県草津市	会計管 理者会 計課	定期検 査・点 検	規則	草津市公金取 扱金融機関事 務取扱規則	第28条	(帳簿書類等の保存) 第28条 指定金融機関等は、他に定めるものを除くほか、収納および支払いに関する帳簿書類等を年度別に区分し、年度経過後少なくとも帳簿にあっては10年間、その他の書類にあっては5年間これを保存しなければならない。 2 出納取扱店は、次に定める帳票は、 毎月分を取りまとめ 、その金額および枚数を表記して10年間保存しなければならない。 (1) 債権者から徴した送金に係る領収書 (2) その取扱いに係る支払済の小切手 3 前2項の証拠書類の保存期間の計算は、当該年度の翌年度の初日から起算するものとする。	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型1	1㉔	2	a-1. 要見直し（条文の改正 が必要）	帳簿書類等の保存方法について、紙媒体で の保存に限定せず、電磁的記録による保存 を可能とする旨を明確に条文に追記する。	令和8年4月	
394	滋賀県草津市	会計管 理者会 計課	定期検 査・点 検	規則	草津市会計規 則	第54条	(小切手の振出しの 確認) 第54条 出納機関は、 毎日 その振り出した小切手の原符と当該小切手の受取人の提出した領収証書とを照合し、それらの金額および受取人について相違がないかどうかを 検査 しなければならない。 2 出納機関は、 毎日 その日の小切手振出済額について小切手整理簿を作成し、および小切手振出済 通知書 (別記様式第12号)により指定金融機関に 通知 しなければならない。	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型1	1㉔	2	a-1. 要見直し（条文の改正 が必要）	小切手については全国的に電子化を目指し ているため、その動向をふまえて見直しを 検討する。	令和9年3月	
326	滋賀県草津市	総合政 策部 職 員課	書面 掲 示	規則	草津市職員の 給与に関する 規則	第33条の 5	第33条の5 任命権者は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。 2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を 掲示場 (草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項に規定する 掲示場 をいう。) に掲示 することをもってこれに代えることができるものとし、 掲示 された日から2週間を経過した時に文書の交付があつたものとみなす。	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1㉔	1㉔	d. 継続検討	公告式条例の引用であるため、公告式条例 の今後の見直しに合わせて当該規則の見直 しを行う。	令和8年6月	
350	滋賀県草津市	総合政 策部 職 員課	書面 掲 示	条例	草津市職員の 退職手当に関 する条例	第12条	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容および程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職またはこれに準ずる退職をした者 2 任命権者は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。 3 任命権者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在がわからないときは、当該処分の内容を 掲示場 (草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項の 掲示場 をいう。) に掲示 することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その 掲示 した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型4	1㉔	1㉔	d. 継続検討	公告式条例の引用であるため、公告式条例 の今後の見直しに合わせて当該規則の見直 しを行う。	令和8年6月	
395	滋賀県草津市	会計管 理者会 計課	目視	規則	草津市会計規 則	第88条	(会計検査) 第88条 会計 検査 は、次に掲げる者に対して書面または 実地 に行うものとする。 (1) 主務課長 (2) 出納機関 (3) 資金前渡を受けた者 (4) 補助金、助成金、委託金等の交付を受け、または貸付けを受けた者 (5) その他特に必要があると認める者 2 前項の 検査 は、市長が必要のつど副市長その他の職員のうちから 検査員 を指名して行わせるものとする。	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型1	1㉔	2	a-1. 要見直し（条文の改正 が必要）	電子データによる資料提出やリモート検査 など、検査方法について、デジタル技術の 活用を可能とすることを検討する。	令和11年3月	
397	滋賀県草津市	会計管 理者会 計課	目視	規則	草津市会計規 則	第93条	(委託事務の 検査) 第93条 会計管理者は、必要があると認めるときは、公金の徴収または収納もしくは支出に関する事務の委託を受けた者に対して、書面または 実地 に出納 検査 を行うことができる。 2 前項の 検査 については、前5条の規定を準用する。	—	(b)自団体の条例 等に基づいて定 めている規制	類型1	1㉔	2	a-3. 要見直し（今後運用の 変更のみを行う）	検査方法について、実地による現物確認と 現場の状況確認の重要性も踏まえつつ、デ ジタル技術を活用することを慎重に検討す るため。	令和11年3月	
398	滋賀県草津市	会計管 理者会 計課	定期検 査・点 検	規則	草津市会計規 則	第94条	(指定金融機関等の 検査) 第94条 施行令第168条の4の規定により、会計管理者が行う指定金融機関等に対する公金の収納または支払の事務および公金の預金の状況に関する 定期検査 は、 毎年 6月または10月に行うものとする。	地方自治法施行 令	第168条 の4第1項	(a)国の法令等に 基づいて定めて いる規制	類型1	1㉔	2	a-1. 要見直し（条文の改正 が必要）	検査方法について、実地による現物確認と 現場の状況確認の重要性も踏まえつつ、デ ジタル技術を活用することを慎重に検討す るため。	令和11年3月

規制的洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日							a-1. 要見直し（本文の改正が必要） a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期
433	滋賀県草津市	教育委員会 児童生徒支援課	往訪問覧・縦覧	教育委員会規則	草津市学校教育法第35条第1項の規定による出席停止の命令の手續に関する規則	第8条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンライン上での閲覧については、閲覧資料の内容に個人情報を含むことから、見直しは行わず今後も不可とする。 保護者からの閲覧申請についてはメール等で受け付けることとしても支障がないと考えられることから、運用変更により対応する。	令和8年1月
1	滋賀県草津市	総務部 総務課	書面掲示	条例	草津市公告式条例	第2条	地方自治法	第16条第4項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	書面掲示規制のうち「公示送達」は民事訴訟法の改正に依り、従来の掲示板等への書面の掲示による方法に加えて、インターネット等への情報掲載による方法を実施することとなっており、民事訴訟法に依ることとされている。公告式条例も同法の運用方法を確認したうえで、必要に応じて条例改正を行う。	令和8年6月
473	滋賀県草津市	教育委員会 歴史文化財課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市文化財保護条例	第46条の2	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
676	滋賀県草津市	環境経済部 資源循環推進課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手續に関する条例	第4条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
686	滋賀県草津市	環境経済部 環境政策課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市の良好な環境保全条例	第12条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3or4	1②	3	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和9年4月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						<p>条文／規定内容</p> <p>※内容現在：令和6年11月14日</p> <p>※施行基準日：令和9年4月1日</p>							<p>見直しの方向性</p> <p>a-1.要見直し(条文の改正が必要)</p> <p>a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要)</p> <p>a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)</p> <p>b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))</p> <p>b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))</p> <p>c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)</p> <p>c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)</p> <p>d.継続検討</p>	<p>見直しの方向性の詳細</p> <p>見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等</p>	<p>見直し予定</p> <p>見直し完了時期／(「継続検討」の場合)再検討時期</p>
939	滋賀県草津市	都市計画部 建築政策課	定期検査・点検	規則	草津市建築基準法等施行細則	第7条	建築基準法	第12条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	<p>定期性については、法令において定められており、変更はできないが、報告については、現在は慣例上、紙での報告となっているが、条文はデジタルを妨げていないことから、今後はオンラインによる受付に向けて運用の変更を行う。</p>	令和11年3月
941	滋賀県草津市	都市計画部 建築政策課	定期検査・点検	規則	草津市建築基準法等施行細則	第8条	建築基準法施行規則	第6条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	<p>定期性については、法令において定められており、変更はできないが、報告については、現在は慣例上、紙での報告となっているが、条文はデジタルを妨げていないことから、今後はオンラインによる受付に向けて運用の変更を行う。</p>	令和11年3月
1001	滋賀県草津市	都市計画部 都市計画課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市屋外広告物条例	第23条	屋外広告物条例ガイドライン(昭和39年3月27日建設部総発第7号)	第23条の3	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	<p>オンラインによる閲覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。</p>	令和10年3月
1005	滋賀県草津市	都市計画部 都市計画課	書面掲示	規則	草津市屋外広告物条例施行規則	第16条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	<p>屋外広告物条例第23条第2項に基づき、規則第16条第1項で草津市役所前掲示場での公示を規定しています。また、条例第23条第3項および規則第16条第2項により都市計画課窓口へ保管広告物等一覧簿を備え付け、関係者の閲覧に供さなければならないことと規定しているため、現状はデジタル化に対応しておりません。条例上は、規則で公示の方法を定めることとしているため、国の見直しを参照し、規則の条文改正が必要と考えます。</p>	令和10年3月
1024	滋賀県草津市	都市計画部 開発調整課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則	第2条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	<p>開発登録簿の閲覧は現状では窓口でのみ行っているが、現状でも閲覧については手数料は発生していないため、データ化して一般に公開すれば可能と考える。ただし、開発位置図とリンクして閲覧できるようにするにはGIS等の整備が必要である。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。</p>	令和11年3月
1027	滋賀県草津市	都市計画部 開発調整課	書面掲示	規則	草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則	第5条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	<p>閲覧場所が窓口に限られていることから、開庁時間と合わせているもの。窓口での閲覧を合わせて見直しの実施は可能。</p>	令和13年3月

規程の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日							a-1. 要見直し（条文の改正が必要） a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期
1031	滋賀県草津市	都市計画部 開発調整課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則	第8条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）	「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能なため、条文改正は不要である。	令和11年3月
1052	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市都市公園条例	第19条	〇〇都道府県(市町村)都市公園条例(昭和31年11月20日建設計発第339号)	第11条の3第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3or4	1②	2	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能なため、条文改正は不要である。	令和11年3月
259	滋賀県草津市	総務部総務課	書面掲示	規則	草津市聴聞等に関する規則	第3条	行政手続法	第15条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d. 継続検討	アナログ規制の点検・見直しマニュアルP.48に記載のとおり、書面掲示規制のうち「公示送達」は行政手続法の改正に依り、従来の掲示板等への書面の掲示による方法に加えて、インターネット等への情報掲載による方法を実施することとなり、行政手続法に倣うこととされている。草津市聴聞等に関する規則も同法の運用方法を確認したうえで、必要に応じて規則改正を行う。	令和11年3月
1157	滋賀県草津市	上下水道部 上下水道施設課	書面掲示	上下水道事業管理規程	草津市下水道条例施行規程	第12条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-2. 要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	国の見直しを踏まえ、当該事項においてデジタル技術の活用が可能（検査済証のオンラインでの公開等）である内容を通知の発出等により明確化し、管理者に周知する。	令和9年3月
262	滋賀県草津市	総務部総務課	書面掲示	規則	草津市聴聞等に関する規則	第17条	行政手続法	第15条第3項及び第31条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d. 継続検討	行政手続法に基づいて定めている規制であり、今後の国の動向を注視する。	令和11年3月
1266	滋賀県草津市	総合政策部 企画調整課	対面講習	種別なし	草津市統計調査員登録制度実施要綱	第8条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3. 要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能となれば、オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月
1272	滋賀県草津市	総合政策部 秘書課	往訪問覧・縦覧	告示	草津市長の資産等公開に関する条例施行規則第10条第2項および第6項の規定に基づく報告	第2条	政治倫理の確立のための〇〇知事(長)の資産等の公開に関する条例(案)	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-1. 要見直し（条文の改正が必要）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性 a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再検討時期
1274	滋賀県草津市	総合政策部 秘書課	往訪問覧・縦覧	告示	草津市長の資産等公開に関する条例施行規則第10条第2項および第6項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱	第4条	(閲覧方法) 第4条 閲覧者 は、前条の 閲覧 請求書を提出した後、資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書または関連会社等報告書(以下「報告書」という。)を係員から受け取り、所定の場所で 閲覧 するものとする。 閲覧 を終了したときは、 閲覧者 は、 閲覧 した報告書を係員に返却するものとする。	政治倫理の確立のための〇〇知事(長)の資産等の公開に関する条例(案)	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年3月
1876	滋賀県草津市	こども若者部子育て相談センター	目視	告示	草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱	第4条	(給付等の決定) 第4条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、住宅環境、家庭の経済状況等を 実地 に調査し、草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付 調査書 (別記様式第3号)を作成のうえ、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。 2 市長は、用具の給付を決定した場合には草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書(別記様式第4号)および草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券(別記様式第5号)を、用具の給付を行わないことを決定した場合には草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付棄却決定通知書(別記様式第6号)を交付するものとする。	小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の実施について(平成29年5月30日健発0530第12号)	第2-1(4)②	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	・現状では訪問により申請者の身体状態や生活状態を把握し日常生活用具給付の可否を総合的に判定している。しかしながら申請者に訪問が困難な状況（感染症・受け入れ拒否等）が発生した場合には動画等により身体状態の把握に努めることも可能と考える。	令和8年3月
1920	滋賀県草津市	環境経済部 環境政策課	往訪問覧・縦覧	告示	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定について	本則	1 区域の区分を表示する図面は、草津市環境経済部環境政策課に備え置いて一般の 縦覧 に 供する 。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年4月
1921	滋賀県草津市	環境経済部 環境政策課	往訪問覧・縦覧	告示	振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動を規制する地域等の指定について	本則	1 区域の区分を表示する図面は、草津市環境経済部環境政策課に備え置いて一般の 縦覧 に 供する 。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年4月
2134	滋賀県草津市	建設部 道路課	FD等の記録媒体	告示	草津市道における防犯カメラの設置および運用に関する要綱	第9条	(画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバのハード ディスク で保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間とし、保存期間の終了後はハード ディスク の上書き等により消去するものとする。ただし、第7条第2項各号の場合は延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	ハードディスクの文言を電磁的記録媒体に改正する。	令和8年10月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
2138	滋賀県草津市	建設部道路課	FD等の記録媒体	告示		第9条 (画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバのハードディスクで保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間とし、保存期間の終了後はハードディスクの上書き等により消去するものとする。ただし、第7条第2項各号の場合は延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4号の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	ハードディスクの文言を電磁的記録媒体に改正する。	令和8年10月
2142	滋賀県草津市	総務部総務課	FD等の記録媒体	告示		第9条 (画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者がビデオテープで保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間程度とし、保存期間の終了後はビデオテープの上書きによる消去、または、破砕等による破棄処分を行うものとする。ただし、第7条第2項各号による場合は、保存期間を延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号による場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	現在はビデオテープ等は使用していないため、要綱を改正する。	令和8年3月
971	滋賀県草津市	都市計画部建築政策課	書面掲示	規則		第2条 (開催の公告) 第2条 市長は、意見の聴取を開催しようとするときは、意見の聴取の事由、期日および場所(以下「意見の聴取の事由等」という。)を、第72条第1項(法第74条第2項および第76条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定による建築協定に係る意見の聴取(以下「建築協定の意見の聴取」という。)の場合にあっては、当該意見の聴取の実施期日前7日までに、その他の意見の聴取の場合にあっては、それぞれ法に定める期限内に公告するものとする。 2 市長は、前項の公告のほか、建築協定の意見の聴取にあっては当該意見の聴取の実施期日前7日までに当該建築協定を締結しようとする者(以下「協定者」という。)および法第71条の規定により実施した縦覧期間満了後7日以内に市長に異議申立書を提出した者(以下「異議申立人」という。)に、それぞれ公開による意見の聴取通知書(別記様式第1号)により通知するものとする。 (1) 草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項の掲示場に掲示する。 (2) 法第46条第1項および法第48条第15項に基づく意見の聴取の場合は、前号の規定によるとともに、当該案件に係る地区内または敷地内の見やすい場所に掲示する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	d.継続検討	公告式条例の引用であるため、公告式条例の今後の見直しに合わせて当該規則の見直しを行う。	令和8年6月
2145	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	FD等の記録媒体	告示		第9条 (画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバのハードディスクで保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間とし、保存期間の終了後はハードディスクの上書き等による消去を行うものとする。ただし、第7条第2項各号の場合は、保存期間を延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	ハードディスクの文言を電磁的記録媒体に改正する。	令和8年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討					
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日						a-1. 見直し（条文の改正が必要） a-2. 見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期
2149	滋賀県草津市	都市計画部 交通政策課	FD等の記録媒体	告示	草津市が設置する駐車場施設における防犯カメラの設置および運用に関する要綱	第9条 (画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が ビデオテープ または画像サーバの ハードディスク で保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間とし、保存期間の終了後は ビデオテープ または ハードディスク の上書き等による消去、または破砕等による破棄処分を行うものとする。ただし、第7条第2項各号の場合は、保存期間を延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1. 見直し（条文の改正が必要）	各施設でビデオテープによる情報の記録は行っていないため、要綱改正を実施する。	令和8年2月
2155	滋賀県草津市	まちづくり協働部 生活安心課	FD等の記録媒体	告示	草津市営火葬場における防犯カメラの設置および運用に関する要綱	(画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバの ハードディスク で保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間程度とし、保存期間の終了後は ハードディスク の上書き等による消去を行うものとする。ただし、第7条第2項各号の規定により録画した画像については、保存期間を延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1. 見直し（条文の改正が必要）	「ハードディスク」と記載がある条文については、「電磁的記録媒体」へ変更する要綱改正を行うため。	令和8年3月